

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条を第16条とし、第7条を第15条とする。

第6条第1項中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の7条を加える。

（審議会の調査権限）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、文書等又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された文書等又は個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、文書等に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳

述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された文書等若しくは個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審議会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定による閲覧の手数料は、無料とする。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項中「熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）及び熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）」を「情報公開条例及び個人情報保護条例」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号の実施機関で、同条例第18条第1項の規定により審議会に諮問をしたもの

イ 熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号の実施機関で、同条例第28条第1項の規定により審議会に諮問をしたもの

(2) 文書等 情報公開条例第2条第2号の文書等で、同条例第12条第1項に規定する開示等の決定に係るものをいう。

(3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号の個人情報で、同条例第18条第

1 項、第 2 3 条第 1 項又は第 2 7 条第 1 項の規定による決定に係るものをいう。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた熊本市情報公開条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年条例第 号）による改正前の熊本市情報公開条例（平成 1 0 年条例第 3 3 号。以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定による開示等の決定又は施行日前にされた改正前の情報公開条例の規定による開示請求に係る不作為についての不服申立てに係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年条例第 号）による改正前の熊本市個人情報保護条例（平成 1 3 年条例第 4 3 号。以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は施行日前にされた改正前の個人情報保護条例の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てに係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。

（提出理由）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 6 9 号）の施行による情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成 1 5 年法律第 6 0 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じる等、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。